

第十六号の二様式（平21内府令78・追加、平24内府令4・平26内府令49・平27内府令38・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】(1)

【発行予定期間】

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（ 年 月 日）から 年を経過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

第一部【証券情報】(2)

第1【外国特定社債（短期外債を除く。）】

1【銘柄】

2【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【引受け等の概要】

4【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】

5【振替機関に関する事項】

6【保管に関する事項】(3)

7【その他】

【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

8 【外国新優先出資引受権の内容】

9 【外国新優先出資引受権の行使期間】

10 【外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次事項】

11 【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

12 【代用払込みに関する事項】

13 【その他】

第2 【外国特定優先出資証券】

1 【種類】

2 【特定外国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3 【引受け等の概要】

4 【その他】

第3 【手取金の使途】

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

年 月 日関東財務局長に提出

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

年 月 日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）

年 月 日関東財務局長に提出

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）

年 月 日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

年 月 日関東財務局長に提出

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

年 月 日までに関東財務局長に提出予定

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 関東財務局長に提出

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

6 【外国会社臨時報告書】

4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日（
年 月 日）までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長
に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財
務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】(4)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第三部 【特別情報】

【特定外国資産流動化証券の様式】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。

(1) 発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態

発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態
（特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有
するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等）を記載すること。

(2) 証券情報

第二十二号の二様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又
は一部の記載を省略することができる。

(3) 保管に関する事項

特定外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。

(4) 参照書類の補完情報

a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類
に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者
保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第3号に掲げ
る項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による
翻訳文を記載すること。

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半

期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

- c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。